

知っていますか？

自転車の事故

～安全な乗り方と事故への備え～



こんな事故が起きています！

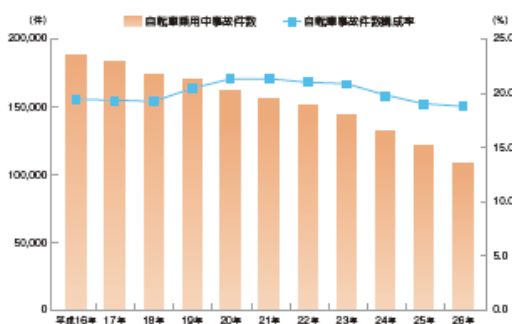
交通事故データから、自転車事故の実態や原因を見てみましょう。

■自転車事故の発生状況 ~主な要因は安全不確認、一時不停止、信号無視~

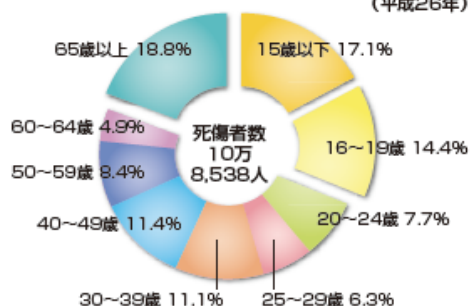
■ここ数年、交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、2割程度と高い水準で推移
また、自転車事故による死傷者数は、未成年者と高齢者で、過半数を占めている

平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件で交通事故件数に占める割合は19.0%と、平成22年以降減少傾向にあるものの、未だに2割程度で推移しています(グラフ1)。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、未成年者が31.5%、高齢者が18.8%と、この2つの年齢層で過半数を占めています(グラフ2)。

グラフ1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移



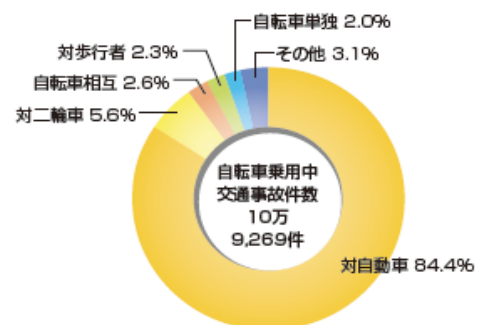
グラフ2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合 (平成26年)



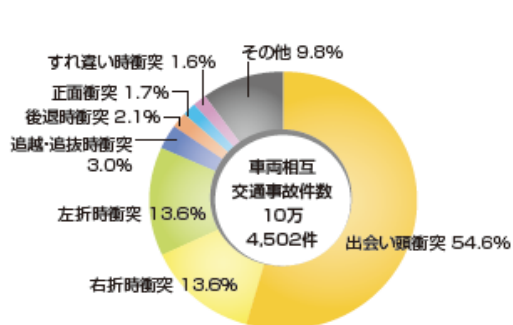
■自動車との事故が8割以上 出会い頭、右左折時での事故が多い

自転車事故の8割以上が自動車との事故です(グラフ3)。また、事故類型(車両相互)としては出会い頭による事故が圧倒的に多く半数以上を占め、次いで右折時衝突・左折時衝突と(グラフ4)、自転車が関係する事故の多くが交差点やその付近で発生しています(公益財団法人交通事故総合分析センターの研究データを使用し、当会が算出)。

グラフ3 自転車乗用中事故の相手当事者別交通事故件数の割合 (平成26年)



グラフ4 自転車乗用中事故(車両相互)の事故類型別交通事故件数の割合 (平成26年)



※各グラフの構成率は、警察庁の統計数値をもとに小数点第2位を四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。(グラフ1~4:警察庁データ/グラフ5:[交通統計平成25年版](警察庁交通局)より作成)

データから見る自転車事故の実態

各地で多発している自転車事故。被害事故だけでなく、加害事故も発生しています。最近の自転車事故の発生状況や事例を見ながら、その実態を探ってみましょう。

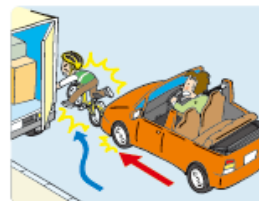
■自転車事故のパターン ~自転車は「軽車両」、被害者だけでなく加害者にも~

自転車は道路交通法では、自動車と同じ「車両」です。車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと自転車側も責任を問われます。ここでは、自転車事故の主なパターンについて紹介します。

安全不確認 (急な進路変更)

●事故の状況・原因

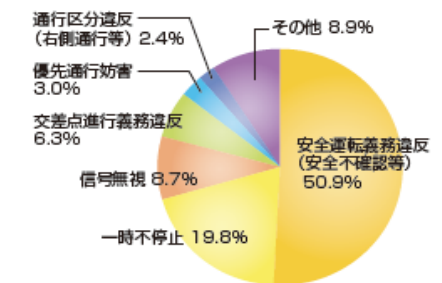
- ・道路の左端を通行していたAさんは、路上駐車する車を選びようとして後方を確認せずに車道側に進路変更したため、後ろから来た自動車に追突され、大ケガを負いました。
- ・自動車側にも注意義務違反がありますが、Aさんが後方の安全をよく確認しないまま急に進路変更をしたことが事故の大きな原因です。



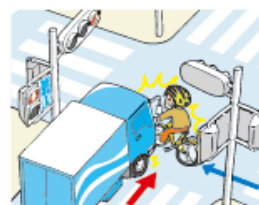
自転車による加害事故は1万9,617件で、自転車事故全体に占める割合は16.2%

自転車有加害事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視です。

グラフ5 自転車乗用者(第1当事者)の法令違反別交通事故件数の割合 (平成25年)



※第1当事者とは過失の最も重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。



信号無視

●事故の状況・原因

- ・高校生のC君は、赤信号を無視して交差点に進入したため、走ってきたトラックと出会い頭に衝突し、大ケガを負いました。
- ・トラック側にも前方不注意がありますが、C君が赤信号を無視して交差点に進入したことが事故の大きな原因です。

一時不停止

●事故の状況・原因

- ・信号のない見通しの悪い交差点に主婦Bさんが自転車でそのまま進入したため、自動車と出会い頭に衝突し、腕の骨を折る大ケガを負いました。
- ・自動車側にも注意義務違反がありますが、Bさんが一時不停止の標識・標示を無視して、交差点で左右の安全確認をしないまま飛び出したことが事故の大きな原因です。



※歩道上の歩行者との接触事故は、自転車側に100%責任が求められる可能性が高くなります。

歩道上での歩行者との接触

●事故の状況・原因

- ・女子大生のDさんは、自転車歩道通行可の標識がある歩道上を自転車で通行中、歩いてきたおばあさんのバッグにハンドルを引っ掛けてしまい、転倒したおばあさんは意識不明の重傷となりました。
- ・Dさんが、歩道の車道寄りをいつでも止まれる速度で走行していなかったことが、事故の大きな原因です。

交通ルールを守らないと、事故に遭うだけでなく、事故を引き起こす可能性が高くなります。自分だけは大丈夫と思わず、交通ルールを守って事故のない社会をつくりましょう。

自転車の安全な乗り方と

自転車は車と同じ車両です。車道の左側を通行し、信号や標識に

ルール

従いましょう。

交通ルールやマナーを守らず事故を起こすケースがしばしば見られます。自転車の事故を引き起こさない（加害者にならない）ために、また、事故に巻き込まれない（被害者にならない）ために、ルールを守りましょう！

■ 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」です。自動車と同じ車両ですので、歩道と車道の区別のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

また、自転車道がある場合は、自転車道を通らなければなりません。

違反した場合、2万円以下の罰金または料料



2 車道は左側を通行

軽車両である自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。

右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険であるうえ、法律違反になります。自転車道を通行する場合も必ず左側を通行しなければなりません。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



路側帯の通行

車道に路側帯（歩行者用路側帯を除きます）があるところは、歩行者の通行の妨げになる場合を除き、路側帯を通行することができます。ただし、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

<p>路側帯（白線1本）</p> <p>自転車通行可</p>	<p>駐停車禁止路側帯（白線と点線）</p> <p>自転車通行可</p>	<p>歩行者用路側帯（白線2本）</p> <p>(注意) 自転車通行不可</p>	<p>路側帯</p> <p>道路の状況に応じて、車道か路側帯どちらかを通行してください</p>
--------------------------------	--------------------------------------	--	---

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は車両ですが、例外的に歩道を通行することができる場合があります。しかし、歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を通行するときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

違反した場合、2万円以下の罰金または料料



自転車歩道通行が可能な場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識等がある場合
- 幼児・児童（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、身体の不自由な人が運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

4 安全ルールを守る

<p>● 二人乗りはしない ※ただし、幼児を乗せる場合等は、例外的に認められています。 違反した場合、2万円以下の罰金または料料</p>	<p>● 夜間は必ずライトを点灯する 夜間の無灯火運転の場合、5万円以下の罰金</p>	<p>● 道路は並んで走らない ※「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。 違反した場合、2万円以下の罰金または料料</p>
<p>● 信号を正しく守る 信号無視は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金等</p>	<p>● 一時停止と安全確認をしっかりと行う 一時不停止は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金等</p>	<p>● 飲酒運転はしない 酒酔い状態で運転した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金</p>

安全のため、ここにも注意！

◆ 自転車乗用中は、携帯電話、イヤホン等は使用しない



◆ 傘さし運転はしない

これらの行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反（5万円以下の罰金）にあたる場合がありますので、やめましょう。

◆ 右折をするときは2段階右折

違反した場合、2万円以下の罰金または料料

※交差点を通行する場合、左折してくる自動車にも十分に注意しましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、幼児・児童には乗車用ヘルメットを着用させましょう。
※警察庁の統計によれば、自転車事故による死者の損傷部位は、頭部の割合が62.4%と圧倒的に高くなっています（平成26年中）。幼児・児童に限らず、事故時の被害軽減のため自転車に乗るときは、ヘルメット着用を心がけましょう。



■ 自転車運転者講習制度

3年以内に2回以上危険行為で検挙された14歳以上の人が対象

道路交通法の改正により、平成27年6月1日から、信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為（危険行為）を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられました。

受講命令に従わない場合：5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為（14類型）

信号無視/通行禁止違反/歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）/通行区分違反/路側帯通行時の歩行者の通行妨害/遮断踏切立入り/交差点安全進行義務違反等/交差点優先歩道等/環状交差点安全進行義務違反等/指定場所一時不停止等/歩道通行時の通行方法違反/制動装置（ブレーキ）不良自転車運転/酒酔い運転/安全運転義務違反

自転車の検査等

ブレーキを備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車については、警察官から、停止や検査、応急措置や運転禁止を命じられることがあります。違反した場合：5万円以下の罰金